

平成21年度の介護サービス従事者就労支援について

概要

介護分野は、他業種に比べ介護従事者の離職率が高く人材の確保が困難な状況が続いている。

そのため、介護人材確保の新たな取り組みとして、ホームヘルパー等の資格を有しながら介護分野で就労していない潜在的有資格者を対象に、研修と介護施設への見学会を一体的に実施する潜在的有資格者就労支援事業（「介護有資格者向け就労支援セミナー」）や、市内の介護施設・事業所へ6ヶ月派遣する「介護人材就労サポート事業」を実施し、介護人材の就労に向けた求職者と介護事業者の求人求職のマッチング支援の充実強化を図るもの。

1 潜在的有資格者就労支援事業（「介護有資格者向け就労支援セミナー」）

ホームヘルパーや介護福祉士等の資格を有しながら、現在介護サービスに従事していない潜在的有資格者を対象に、研修と施設見学を一体的に実施。

1 対象者

ホームヘルパー1・2級、介護職員基礎研修修了者、介護福祉士の有資格者で、現在、介護職に就労しておらず、介護事業所への就労を希望する求職中の人。

2 募集定員

40人（応募者多数の場合は、書類選考）

3 実施期間・研修内容

【1日目】 平成22年1月25日

- ・最新の介護情報（介護保険制度最新情報、介護分野の雇用情勢）
- ・接遇マナー、就職対策、労働法令の基礎知識

【2日目】 平成22年1月29日

- ・介護技術の体験（実技）

【施設見学】 平成22年2月上旬から2月中旬までの間で1日

【受講料】 無料

※研修終了後は、福祉人材バンクに登録し、合同面談会の案内、求人情報の提供、就職相談を通じ、就職活動のサポートを行う。

4 申込受付期間・申込先

【受付期間】 平成21年12月15日（火）から平成22年1月14日（木）

【申し込み先】 北九州市社会福祉協議会 北九州市福祉人材バンク

2 介護人材就労サポート事業(緊急雇用創出事業・平成21年12月補正予算)

ホームヘルパーや介護福祉士等の資格を有しながら、現在介護分野において就労していない人を市内の介護事業所に派遣することで、潜在的な介護人材と介護事業所との就労に向けたマッチングの機会を創出し、将来的な介護職員としての正規雇用に向けた就労を支援するもの。

※派遣期間は6ヶ月間、その間の給与を市が負担し、派遣期間終了後、事業所は雇用に努める。(労働者派遣法に基づく、雇用を前提とした紹介予定派遣)

1 対象者

ホームヘルパー1・2級、介護職員基礎研修修了者、介護福祉士の有資格者で、現在、介護職に就労しておらず、介護事業所への就労を希望する求職中の人。

2 派遣定員

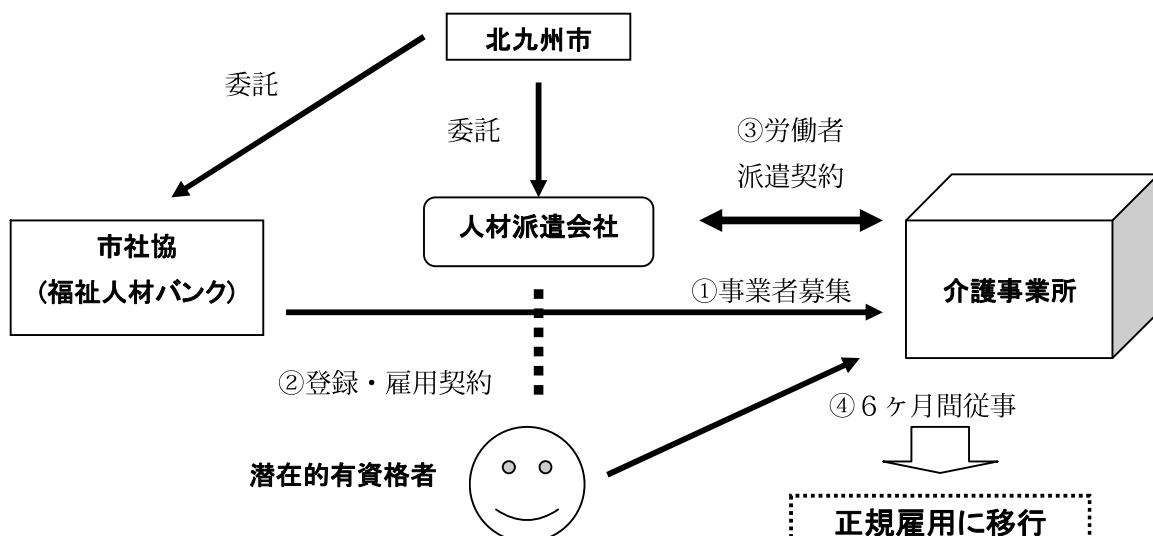
30名(人材派遣会社に登録の上、派遣先を紹介)

3 実施期間

平成22年3月～平成23年3月(予定)

4 事業の流れ

- ① 市内の介護事業所に事業を周知し、派遣受入を希望する事業所を募集。
- ② 派遣会社が、ホームヘルパー、介護福祉士等の有資格者で、介護分野で働きたい人を公募し、派遣労働者として登録。
- ③ 派遣会社が 派遣先事業所 ⇄ 派遣労働者をそれぞれ紹介。(双方の合意により派遣先が決定)
- ④ 派遣労働者は派遣会社から派遣により、派遣先事業所で従事。(給与は派遣会社から支給) ・日額 7,200円×21日=151,200円(1ヶ月)
- ⑤ 派遣期間終了後、派遣労働者と派遣先事業所の合意があれば、派遣労働者は派遣先事業所に正規雇用へ移行する。



介護サービス従事者就労支援関係事業の連携イメージ

